

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月29日

【中間会計期間】 第96期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社広島銀行

【英訳名】 The Hiroshima Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 角 廣 勲

【本店の所在の場所】 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

【電話番号】 広島(082)247局5151番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 吉 野 勇 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社広島銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3273局0585番

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長兼東京事務所長 山 下 晴 基

【縦覧に供する場所】 株式会社広島銀行松山支店
(松山市南堀端町6番地5)

株式会社広島銀行岡山支店
(岡山市磨屋町1番3号)

株式会社広島銀行東京支店
(東京都中央区日本橋一丁目13番1号)

株式会社広島銀行大阪支店
(大阪府中央区北浜三丁目2番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1. 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年12月25日に提出した第96期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

（自己資本比率の状況）

連結自己資本比率（国内基準）

単体自己資本比率（国内基準）

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（訂正前）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	連結子会社の少数株主持分	—	30,063
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	30,063
	計 (A)	197,976	243,787
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	30,063

(訂正後)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目			
	連結子会社の少数株主持分	—	30,063
	うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券	—	30,000
	計 (A)	197,976	243,787
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—	30,000

単体自己資本比率 (国内基準)

(訂正前)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目			
	計 (A)	196,648	242,107
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—	30,063

(訂正後)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目			
	計 (A)	196,648	242,107
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)	—	30,000